



ゆうぎくん

暴追とちぎ

第61号

平成29年10月



CONTENTS

警察協力章受章のお知らせ	1
栃木県暴力追放県民センターの活動状況	2
暴力団排除条項の導入	3
暴力団排除条例Q&A	5

暴力団

地域の絆で

加入阻止

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995

菊池理事長が警察協力章を受章

7月1日、多年にわたり暴力団排除活動を積極的に推進した功勞により、当センター菊池功理事長が「警察協力章」を受章致しました。

「警察協力章」は、警察庁長官が一般の国民に贈る最高位の表彰で、菊池理事長は本県で39人目の受章者となりました。

同章は、7月6日、福田正信警察本部長から伝達されました。



福田警察本部長

菊池理事長

五味渕刑事部長

8月28日、受章の祝賀会を開催しました。菊池功理事長は「身が引き締まる思いです。」と喜ぶとともに、「今まで以上に暴力団排除活動を頑張りたい」と挨拶しました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●平成29年度第1回理事会の開催

5月10日 平成29年度第1回理事会を開催し、平成28年度の事業報告及び収支決算報告等の議案4件を議決、理事長及び専務理事の活動状況等4件を報告した。



●平成29年度評議員会の開催

5月26日 平成29年度評議員会を開催し、平成28年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正、理事・補欠評議員選任等の議案6件を議決、役員の方針について報告した。



●「県民の日」記念イベントへの参加

6月17日 栃木県庁で開催された「県民の日」記念イベントに参加し、暴力団追放の広報啓発活動を行った。



●栃木県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催

6月20日 栃木県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会を開催し、「広域連携協定」への参加について審議し、全会一致で加入を議決した。これにより、本年8月1日付けで、「広域連携協定」に加入した。



●栃木県不当要求被害防止ネットワーク担当者会議

6月28日 栃木県及び各市町の不当要求防止担当者、警察本部及び当センター相談員等によるネットワーク担当者会議を開催し、行政に対する不当要求防止に関する意見交換を行った。



●暴力相談員・暴力監視員・社会復帰対策協議会会員合同研修会

9月29日 平成29年度暴力追放相談委員・暴力監視員・社会復帰対策協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行った。



契約書等に暴力団排除条項の導入はお済みですか

暴力団排除条項(暴排条項)の導入は

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）において、有効であるとされています。

○暴力団排除(暴排)条項とは

企業が取引に関して、契約書や取引約款・規約等の中に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは契約しない
 - ② 契約後に
 - ・相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合
 - ・相手側が不当要求行為を行った場合
- は、契約を解除する旨を盛り込んだ条項のことを言います。



【暴力団排除条項の参考例】

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙（乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙（乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

～以下省略～

暴力団排除条項の効果は

① 被害予防的効果

暴排条項を導入し反社会的勢力の排除を明確にすることで、暴力団等の参入を抑制し取引への介入を未然に防ぐことができます。

② 担当者の負担軽減効果

契約に際して、暴排条項が規定された契約書を相手方に交付することで、担当者が暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能となり、担当者の負担軽減に繋がります。

③ 裁判規範としての機能

暴排条項を根拠に相手方との契約を解除し、損害賠償責任を負うことなく取引を解消でき、また、取引で具体的に損害が発生している場合は、相手方への損害賠償の請求等を行うことができます。

○表明・確約とは

相手方に、暴力団等反社会的勢力ではないことを表明、保証させ、かつ、そのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性をあげることが期待できます。

【表明・確約書の参考例】

〇〇株式会社

代表取締役

殿

〇〇株式会社

住 所

氏 名

生年月日

1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

～ 中 略 ～

6 私は、これらの各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（いたします・いたしません）

平成 年 月 日
署 名

印

※上記参考例をもとに各事業所の実態に沿うような内容で作成してください。

あなたの職場を守る暴排条項を導入しましょう

栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ②

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 和 地 郁 枝

【事例】

私は不動産業を営んでいる者です。私は、ある土地建物を競売で入札し、手に入れましたが、その土地建物をお客さんに売ることになりました。

お客さんからは、代金もいただいて、土地建物を引き渡そうとしたのですが、前の所有者である住民は、私が何度も説得しても立ち退いてくれませんでした。

私は裁判を起こすことも考えたのですが、既にお金を支払ってもらっていて、早く住みたいというお客さんの希望を叶えるため、早急に立ち退いてもらう必要がありました。

そこで、私は、知り合いの暴力団員に、暴力団の名前を使って、追い出して欲しいと依頼して、そのお礼として20万円を支払いました。



私の行動は、栃木県暴力団排除条例にひっかかるのでしょうか？

条例14条1項1号に当たります。条例14条1項には、事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又はその指定する者に対し、「暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益(以下「金品等」という。)を供与すること」(1号)、「暴力団の威力を利用したことに関し、金品等を供与すること」(2号)をしてはいけないと規定されています。



そもそも、「暴力団員等又はその指定する者」とはどのような人たちのことを指すのですか？

「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者のことです。暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者まで含まれる理由は、暴力団を脱退した後も暴力団と密接な関係が続けたり、暴力団を脱退したかのように偽装するといった実態に対応するためです。





「暴力団の威力」と規定されていますが、これはどういう意味ですか？

相手の意思を制圧するに足りる影響力のことを言います。暴行や脅迫といった直接的な行為に限られず、暴力団名の告知、代紋入り名刺の呈示など、暴力団に所属していることを示して相手に恐怖を与える行為もこれに当たります。



「利益を供与する」と規定されていますが、これはどのようなことをすると利益供与になるのですか？

金銭、物品、有価証券など財産的に利得のあるもの(利益)を受け取らせる(与える)ことをいいます。お金を貸すこと、借金の返済を免除することなども含まれます。



今回のケースで、私には、何かペナルティが課せられるのでしょうか？

事業者であるあなたにも行政的措置(20条、21条、22条)が課されます。具体的には、まず、利益供与の疑いがある場合には、条例に違反するかどうかを確認するため、栃木県公安委員会に対し、説明又は資料の提出をしなければなりません(説明)。また、利益供与に当たることが分かった場合、栃木県公安委員会は、勧告の相手方である違反行為者に対して、是正を求めることが記載された「勧告書」を出します(勧告)。そして、違反行為者が、説明・資料の提出を拒んだり、虚偽の説明をしたり、勧告に従わなかった場合には、栃木県警察ホームページや栃木県公報等により、氏名及び住所、違反事実等について、公表がされます(公表)。



お知らせ

暴力団追放栃木県民大会

日時／平成29年10月25日(水) 午後1時30分から概ね午後4時まで
 場所／宇都宮市本町1番8号 栃木県総合文化センター サブホール
 講演／東京第二弁護士会所属 弁護士 深澤直之 氏

【演題】

「企業・行政のクレーマー排除の仕方」



民事介入暴力一日相談所の開設(無料)

日時／平成29年11月1日(水) 午後1時30分～午後3時30分
 場所／西那須野公民館1階会議室2
 那須塩原市太夫塚1丁目194番地78

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）の午前9時～午後5時まで受け付けています。
- 専任の暴力追放相談委員が、皆様の相談に応じます。
- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 相談は面接のほか電話や手紙、メール等でも受け付けています。
- 当センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 毎月第3水曜日は「弁護士相談の日」として、当センター相談室において午後1時30分～午後3時30分まで専任の弁護士が相談を受けますので、事前の連絡をお願いします。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関誌、暴追ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。

個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

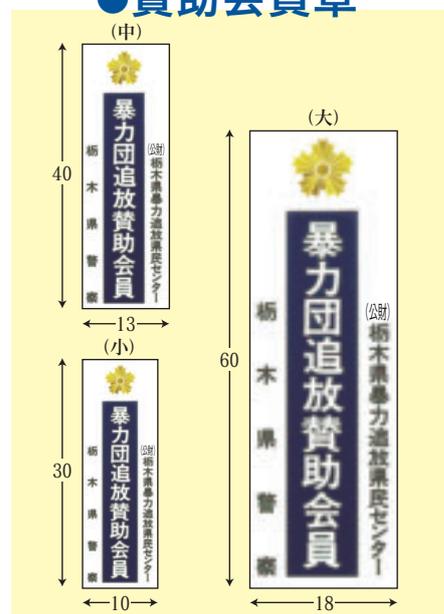
●賛助会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体 1口 10,000円

個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成29年10月号（通巻61号）表紙写真

「五穀豊穣」

鹿沼市内の「出会いの森総合公園」の南に位置する酒野谷地区。田園の中に杉の木が立ち並ぶ一区画があります。約430年の歴史ある杉本稻荷神社を囲む「鎮守の杜」です。急激に都市化の進む中、時間が止まったかのような日本の原風景です。黄色く色づいた稲穂は重みで頭を垂れ、豊かに実っていることが伺えます。古より人々を見守り続けている場所です。

撮影者 会社員 秋本悦男 氏